

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 20 年 10 月 21 日(火) 号外第 1 1 3 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県道路占有料徴収条例等の一部を改正する条例 (69) (道路企画課) . . . . . 8
	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (70) (病院局総務課) . . . . . 32

公布された条例のあらまし

鳥取県道路占用料徴収条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

道路法施行令（以下「政令」という。）の一部改正に伴い、国が管理する国道の占用料の額が引き下げられたこと等にかんがみ、県が管理する道路の占用料の額等を引き下げる。

2 条例の概要

(1) 鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正

ア 新たに、次のとおり県が管理する国道及び県道の占用に係る占用料（以下「道路占用料」という。）を徴収する。

政令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	占用物件	単位	占用料の額			
			非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用	
			市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域
	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.0147を乗じて得た額	Aに0.0189を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.02625を乗じて得た額		

イ 県が徴収する道路占用料の額を次のとおり改める。

(ア) 占用料の額の引下げ

道路法以下「法」という。	第1種電柱	1本につき1年	占用料の額							
			非課税とされる占用				非課税とされる占用以外の占用			
			現行		改正後		現行		改正後	
			市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域
	第2種電柱		1,000円	770円	630円	530円	1,050円	808円	661円	556円
	第3種電柱		1,600円	1,200円	970円	820円	1,680円	1,260円	1,018円	861円
	第1種電話柱		2,200円	1,600円	1,300円	1,100円	2,310円	1,680円	1,365円	1,155円
	第2種電話柱		930円	690円	560円	480円	976円	724円	588円	504円
	第3種電話柱		1,500円	1,100円	900円	760円	1,575円	1,155円	945円	798円
	その他の柱類		2,100円	1,500円	1,200円	1,000円	2,205円	1,575円	1,260円	1,050円
			72円	53円	56円	48円	75円	55円	58円	50円
第32条第1号に掲げる工作物	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	10円	7円	6円	5円	11円	8円	7円	6円
	地下に設ける電線その他の線類	き1年	5円	4円	3円	3円	6円	5円	4円	4円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700円	520円	550円	470円	735円	546円	577円	493円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	480円	360円	340円	290円	504円	378円	357円	304円

	圧器	積1平方メートルにつき1年								
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400円	1,100円	1,100円	950円	1,470円	1,155円	1,155円	997円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		600円	450円	470円	400円	630円	472円	493円	420円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	2,000円	1,000円	4,620円	1,155円	2,100円	1,050円
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,400円	1,100円	1,100円	950円	1,470円	1,155円	1,155円	997円
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	1,400円	1,100円	1,100円	950円	1,470円	1,155円	1,155円	997円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額		Aに0.004を乗じて得た額		Aに0.00315を乗じて得た額		Aに0.0042を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額		Aに0.006を乗じて得た額		Aに0.00525を乗じて得た額		Aに0.0063を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額		Aに0.008を乗じて得た額		Aに0.0063を乗じて得た額		Aに0.0084を乗じて得た額	
		上空に設ける通路	2,900円	710円	1,000円	510円	3,045円	745円	1,050円	535円
	地下に設ける通路	1,500円	360円	600円	310円	1,575円	378円	630円	325円	
	その他のもの	1,400円	1,100円	1,100円	950円	1,470円	1,155円	1,155円	997円	
法第32条第1項第6号に掲	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	44円	11円	20円	10円	46円	12円	21円	11円

げる施設	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	440円	110円	200円	100円	462円	115円	210円	105円	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440円	110円	200円	100円	462円	115円	210円	105円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	2,000円	1,000円	4,620円	1,155円	2,100円	1,050円
	標識	1本につき1年	1,100円	850円	900円	760円	1,155円	892円	945円	798円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の日に催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44円	11円	20円	10円	46円	12円	21円	11円
その他のもの		1本につき1月	440円	110円	200円	100円	462円	115円	210円	105円	
幕（政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の日に催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	44円	11円	20円	10円	46円	12円	21円	11円	
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1	440円	110円	200円	100円	462円	115円	210円	105円	

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400円	1,100円	2,000円	1,000円	4,620円	1,155円	2,100円	1,050円
		その他のもの		2,200円	540円	1,000円	510円	2,310円	567円	1,050円	535円
政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	440円	110円	200円	100円	462円	115円	210円	105円
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			つき1月	140円	110円	110円	95円	147円	115円	115円	99円
政令第7条第9号に掲げる器具			占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.018を乗じて得た額		Aに0.025を乗じて得た額		Aに0.0189を乗じて得た額		Aに0.02625を乗じて得た額	

(イ) 占用料の額の引下げと併せた占用物件の区分の変更

占用物件	単位	占用料の額				
		非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用		
		市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	長さ1メートルにつき1年	外径が0.07メートル未満のもの	24円	20円	25円	21円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	34円	29円	35円	30円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	51円	43円	53円	45円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	67円	57円	70円	59円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	100円	86円	105円	90円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	130円	110円	136円	115円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	240円	200円	252円	210円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	340円	290円	357円	304円
		外径が1メートル以上のもの	670円	570円	703円	598円
政令第7条第6号に掲げる	占有面積1平方メートルにつき1年	建築物	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.0147を乗じて得た額	Aに0.0189を乗じて得た額
		その他のもの	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.0105を乗じて得た額	Aに0.01365を乗じて得た額

施設			乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額
----	--	--	--------	---------	---------	---------

備考 Aは、近傍類似の土地の時価を表す。

- (2) 鳥取県国有地使用料徴収条例の一部改正  
その管理に要する経費を負担する国有地の使用に係る占用料の額を(1)に準じて引き下げる。
- (3) 鳥取県海岸占用料等徴収条例の一部改正  
県が管理する海岸保全区域の占用に係る占用料の額を(1)に準じて引き下げる。
- (4) 鳥取県流水占用料等徴収条例の一部改正  
県が管理する河川区域内の占用に係る土地占用料の額を(1)に準じて引き下げる。
- (5) 鳥取県砂防指定地等管理条例の一部改正  
県が管理する砂防設備等の占用に係る占用料の額を(1)に準じて引き下げる。
- (6) 鳥取県漁港管理条例の一部改正  
県が管理する漁港施設又は漁港区域内の公共空地の占用に係る占用料の額を(1)に準じて引き下げる。
- (7) 鳥取県港湾管理条例の一部改正  
県が管理する港湾施設用地の使用に係る使用料及び港湾区域内の水域又は公共空地の占用に係る占用料の額を(1)に準じて引き下げる。
- (8) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

安心して産科医療を受けられる環境整備を目的として、県立病院が産科医療補償制度へ加入することに伴い、新たに発生する保険料を分べん料と併せて徴収するため、県立病院の分べん料について所要の改正を行う。

産科医療補償制度...分べんに関連して発症した脳性まひの児を対象に、医師の過失がなくても補償金を支給する制度

2 条例の概要

- (1) 分べん料の額を次のとおり引き上げる。

区分		金額	
		現行	改正後
単胎の場合	午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん	74,900円	104,900円
	午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん	90,800円	120,800円
	午後10時から翌日の午前5時までの間の分べん	106,700円	136,700円
多胎の場合	1児目の分べん	当該胎児の分べんの時間区分による単胎の場合の額	現行どおり
	2児目以降の分べん	当該胎児の分べんの時間区分による単胎の場合の額の2分の1に相当する額	当該胎児の分べんの時間区分による単胎の場合の額の2分の1に相当する額に15,000円を加えた額

- (2) 妊娠12週以上22週未満の流産の場合における分べん料の額は、(1)の表の改正後の欄に定める金額から

それぞれ3万円を控除した額とし、妊娠12週未満の流産の場合には、分べん料を徴収しない。

(3) 施行期日は、平成21年1月1日とする。

# 条 例

鳥取県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第69号**

鳥取県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

(鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 鳥取県道路占用料徴収条例(昭和28年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後						改正前					
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)					
区分	単位	占用料				区分	単位	占用料			
		金額						金額			
		非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の 占用				非課税とされ る占用		非課税とされ る占用以外の 占用	
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域			市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域
法 第 32 条 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 工	第1種電 柱	1本 につ	630円	530円	661円	556円	1,000 円	770円	1,050 円	808円	
	第2種電 柱	き1 年	970円	820円	1,018 円	861円	1,600 円	1,200 円	1,680 円	1,260 円	
	第3種電 柱		1,300 円	1,100 円	1,365 円	1,155 円	2,200 円	1,600 円	2,310 円	1,680 円	
	第1種電 話柱		560円	480円	588円	504円	930円	690円	976円	724円	
	第2種電 話柱		900円	760円	945円	798円	1,500 円	1,100 円	1,575 円	1,155 円	
	第3種電 話柱		1,200 円	1,000 円	1,260 円	1,050 円	2,100 円	1,500 円	2,205 円	1,575 円	
その他の 柱類		56円	48円	58円	50円	72円	53円	75円	55円		
共架電線	長さ	6円	5円	7円	6円	10円	7円	11円	8円		



作 物	その他上 空に設け る線類	1メ ートルに つき				
	地下に設 ける電線 その他の 線類	1年	<u>3円</u>	<u>3円</u>	<u>4円</u>	<u>4円</u>
	路上に設 ける変圧 器	1個 につ き1 年	<u>550円</u>	<u>470円</u>	<u>577円</u>	<u>493円</u>
	地下に設 ける変圧 器	占用 面積 1平 方メ ートル につ き 1年	<u>340円</u>	<u>290円</u>	<u>357円</u>	<u>304円</u>
	変圧塔そ の他これ に類する もの及び 公衆電話 所	1個 につ き1 年	<u>1,100 円</u>	<u>950円</u>	<u>1,155 円</u>	<u>997円</u>
	郵便差出 箱及び信 書便差出 箱		<u>470円</u>	<u>400円</u>	<u>493円</u>	<u>420円</u>
	広告塔	表示 面積 1平 方メ ートル につ き 1年	<u>2,000 円</u>	<u>1,000 円</u>	<u>2,100 円</u>	<u>1,050 円</u>
	その他の もの	占用 面積 1平 方メ ートル につ き 1年	<u>1,100 円</u>	<u>950円</u>	<u>1,155 円</u>	<u>997円</u>
作 物	その他上 空に設け る線類	1メ ートルに つき				
	地下に設 ける電線 その他の 線類	1年	<u>5円</u>	<u>4円</u>	<u>6円</u>	<u>5円</u>
	路上に設 ける変圧 器	1個 につ き1 年	<u>700円</u>	<u>520円</u>	<u>735円</u>	<u>546円</u>
	地下に設 ける変圧 器	占用 面積 1平 方メ ートル につ き 1年	<u>480円</u>	<u>360円</u>	<u>504円</u>	<u>378円</u>
	変圧塔そ の他これ に類する もの及び 公衆電話 所	1個 につ き1 年	<u>1,400 円</u>	<u>1,100 円</u>	<u>1,470 円</u>	<u>1,155 円</u>
	郵便差出 箱及び信 書便差出 箱		<u>600円</u>	<u>450円</u>	<u>630円</u>	<u>472円</u>
	広告塔	表示 面積 1平 方メ ートル につ き 1年	<u>4,400 円</u>	<u>1,100 円</u>	<u>4,620 円</u>	<u>1,155 円</u>
	その他の もの	占用 面積 1平 方メ ートル につ き 1年	<u>1,400 円</u>	<u>1,100 円</u>	<u>1,470 円</u>	<u>1,155 円</u>

法 第 32 条 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 物 件	外 径 が 0.07メー トル未満 のもの	長さ 1メ ートルに	24円	20円	25円	21円	法 第 32 条 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 物 件	外 径 が 0.1メー トル未満 のもの	長さ 1メ ートルに	48円	36円	50円	37円
	外 径 が 0.07メー トル以上	つき 1年	34円	29円	35円	30円		外 径 が 0.1メー トル以上	つき 1年	72円	53円	75円	55円
	外 径 が 0.1メー トル未満 のもの							外 径 が 0.15メー トル未満 のもの					
	外 径 が 0.1メー トル以上		51円	43円	53円	45円		外 径 が 0.15メー トル以上		95円	71円	99円	74円
	外 径 が 0.15メー トル未満 のもの							外 径 が 0.2メー トル未満 のもの					
	外 径 が 0.15メー トル以上		67円	57円	70円	59円		外 径 が 0.2メー トル以上		190円	140円	199円	147円
	外 径 が 0.2メー トル未満 のもの							外 径 が 0.4メー トル未満 のもの					
	外 径 が 0.2メー トル以上		100円	86円	105円	90円		外 径 が 0.4メー トル以上		480円	360円	504円	378円
	外 径 が 0.3メー トル未満 のもの							外 径 が 1メー トル未 満の もの		950円	710円	997円	745円
	外 径 が 0.3メー トル以上		130円	110円	136円	115円							
外 径 が 0.4メー トル以上													
外 径 が 0.4メー トル以上		240円	200円	252円	210円								
外 径 が 0.7メー トル未満 のもの													
外 径 が 0.7メー トル以上		340円	290円	357円	304円								
外 径 が 1メー トル未 満の													

	もの						
	外径が1メートル以上のもの		670円	570円	703円	598円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき		1,100円	950円	1,155円	997円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下及び地下室の階数が1のもの	つき	Aに0.004を乗じて得た額		Aに0.0042を乗じて得た額		
	地下及び地下室の階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額		Aに0.0063を乗じて得た額		
	地下及び地下室の階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額		Aに0.0084を乗じて得た額		
	上空に設ける通路		1,000円	510円	1,050円	535円	
	地下に設ける通路		600円	310円	630円	325円	
	その他のもの		1,100円	950円	1,155円	997円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	20円	10円	21円	11円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき	200円	100円	210円	105円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき		1,400円	1,100円	1,470円	1,155円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下及び地下室の階数が1のもの	つき	Aに0.003を乗じて得た額		Aに0.00315を乗じて得た額		
	地下及び地下室の階数が2のもの		Aに0.005を乗じて得た額		Aに0.00525を乗じて得た額		
	地下及び地下室の階数が3以上のもの		Aに0.006を乗じて得た額		Aに0.0063を乗じて得た額		
	上空に設ける通路		2,900円	710円	3,045円	745円	
	地下に設ける通路		1,500円	360円	1,575円	378円	
	その他のもの		1,400円	1,100円	1,470円	1,155円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	44円	11円	46円	12円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき	440円	110円	462円	115円	

設 道 路 法 施 行 令 ( 昭 和 27 年 政 令 第 47 号 。以下 「 政 令 」 と い う 。第 7 条 第 1 号 に 掲 げ る 物 件	看 板 ( ア ー チ で あ る も の を 除 く 。)	一 時 的 に 設 け る も の	表 示 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 月	<u>200円</u>	<u>100円</u>	<u>210円</u>	<u>105円</u>
		そ の 他 の も の	表 示 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	<u>2,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>2,100円</u>	<u>1,050円</u>
	号 標 識	1 本 に つ き 1 年	<u>900円</u>	<u>760円</u>	<u>945円</u>	<u>798円</u>	
	旗 ざ お	祭 礼 、 <u>縁 日</u> そ の 他 の 催 し に 際 し 、 一 時 的 に 設 け る も の	1 本 に つ き 1 日	<u>20円</u>	<u>10円</u>	<u>21円</u>	<u>11円</u>
	そ の 他 の も の	1 本 に つ き 1 月	<u>200円</u>	<u>100円</u>	<u>210円</u>	<u>105円</u>	
掲 げ る 物 件	幕 ( 政 令 第 7 条 第 1 号 に 掲 げ る 物 件	祭 礼 、 <u>縁 日</u> そ の 他 の 催 し に 際 し 、 一 時 的 に 設 け る も の	そ の 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 日	<u>20円</u>	<u>10円</u>	<u>21円</u>	<u>11円</u>
	そ の 他 の も の	1 本 に つ き 1 月	<u>440円</u>	<u>110円</u>	<u>462円</u>	<u>115円</u>	
	幕 ( 政 令 第 7 条 第 1 号 に 掲 げ る 物 件	祭 礼 、 <u>縁 日</u> そ の 他 の 催 し に 際 し 、 一 時 的 に 設 け る も の	そ の 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 日	<u>44円</u>	<u>11円</u>	<u>46円</u>	<u>12円</u>
	そ の 他 の も の	1 本 に つ き 1 月	<u>1,100円</u>	<u>850円</u>	<u>1,155円</u>	<u>892円</u>	
	旗 ざ お	祭 礼 、 <u>縁 日</u> 等 に 際 し 、 一 時 的 に 設 け る も の	1 本 に つ き 1 日	<u>44円</u>	<u>11円</u>	<u>46円</u>	<u>12円</u>
	そ の 他 の も の	1 本 に つ き 1 月	<u>440円</u>	<u>110円</u>	<u>462円</u>	<u>115円</u>	
	号 標 識	1 本 に つ き 1 年	<u>1,100円</u>	<u>850円</u>	<u>1,155円</u>	<u>892円</u>	
	看 板 ( ア ー チ で あ る も の を 除 く 。)	一 時 的 に 設 け る も の	表 示 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 月	<u>440円</u>	<u>110円</u>	<u>462円</u>	<u>115円</u>
	そ の 他 の も の	表 示 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	<u>4,400円</u>	<u>1,100円</u>	<u>4,620円</u>	<u>1,155円</u>	

2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	時的に設けるもの						
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200円	100円	210円	105円	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円
	その他のもの		1,000円	510円	1,050円	535円	
政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき1月		200円	100円	210円	105円	
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設	1月		110円	95円	115円	99円	
政令第	建築物	占有面積1平方	Aに0.014を乗じ	Aに0.018を乗じ	Aに0.0147を乗じ	Aに0.0189を乗じ	
2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	るもの						
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	440円	110円	462円	115円	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円
	その他のもの		2,200円	540円	2,310円	567円	
政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき1月		440円	110円	462円	115円	
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設	1月		140円	110円	147円	115円	
政令第	建築物	占有面積1平方	Aに0.006を乗じ	Aに0.008を乗じ	Aに0.0063を乗じ	Aに0.0084を乗じ	

7 条 第 6 号 に 掲 げ る 施 設	方 メ ー ト ル に つ き 1 年	て 得 た 額	て 得 た 額	て 得 た 額	て 得 た 額	7 条 第 6 号 に 掲 げ る 施 設	の 階 数 が 2 の も の	方 メ ー ト ル に つ き 1 年	て 得 た 額	て 得 た 額	て 得 た 額	て 得 た 額
		A に 0.01を 乗じて 得た額	A に 0.013 を乗じ て得た 額	A に 0.0105 を乗じ て得た 額	A に 0.01365 を乗じ て得た 額			A に 0.009 を乗じ て得た 額	A に 0.011 を乗じ て得た 額	A に 0.00945 を乗じ て得た 額	A に 0.01155 を乗じ て得た 額	
その他の もの		A に 0.01を 乗じて 得た額	A に 0.013 を乗じ て得た 額	A に 0.0105 を乗じ て得た 額	A に 0.01365 を乗じ て得た 額	その他の もの	階数 が3 のも の		A に 0.011 を乗じ て得た 額	A に 0.015 を乗じ て得た 額	A に 0.01155 を乗じ て得た 額	A に 0.01575 を乗じ て得た 額
							階数 が4 以上 のも の		A に 0.013 を乗じ て得た 額	A に 0.016 を乗じ て得た 額	A に 0.01365 を乗じ て得た 額	A に 0.0168 を乗じ て得た 額
政 令 第 7 条 第 8 号 に 掲 げ る 応 急 仮 設 建 築 物	上空、ト ンネルの 上又は高 架の道路 の路面下 に設ける もの	占有 面積 1平 方メ ートル につき 1年	A に 0.014 を乗じ て得た 額	A に 0.018 を乗じ て得た 額	A に 0.0147 を乗じ て得た 額							
	その他の もの		A に0.025を乗じて得た額		A に0.02625を乗じて得た額							
政 令 第 7 条 第 9 号 に 掲 げ る 器 具	占有 面積 1平 方メ		A に0.025を乗じて得た額		A に0.02625を乗じて得た額		政 令 第 7 条 第 9 号 に 掲 げ る 器 具	占有 面積 1平 方メ	A に0.018を乗じて得た額		A に0.0189を乗じて得た額	

ト ルに つき 1年  備考 略	ト ルに つき 1年  備考 略
---------------------------------	---------------------------------

(鳥取県国有地使用料徴収条例の一部改正)

第2条 鳥取県国有地使用料徴収条例(平成12年鳥取県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後							改正前						
別表(第2条関係)							別表(第2条関係)						
1 占用料							1 占用料						
区分	第1種電柱	1本につき1年	占用料				市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	
			金額										
			非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用								
工	第1種電柱	1本につき1年	630円	530円	661円	556円	市	村	市	村	市	村	
物	第2種電柱	年	970円	820円	1,018円	861円	市	村	市	村	市	村	
設	第3種電柱	年	1,300円	1,100円	1,365円	1,155円	市	村	市	村	市	村	
置	その他	の柱類	56円	48円	58円	50円	市	村	市	村	市	村	
を	塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円	市	村	市	村	市	村	
伴	塔	その	1,100円	950円	1,155円	997円	市	村	市	村	市	村	
う	塔	他の塔	1,100円	950円	1,155円	997円	市	村	市	村	市	村	
も	塔	の塔	1,100円	950円	1,155円	997円	市	村	市	村	市	村	
の	塔	の塔	1,100円	950円	1,155円	997円	市	村	市	村	市	村	
	水管	長さ1メートル	130円	110円	136円	115円	市	村	市	村	市	村	

、 下 水 道 管 、 ガ ス 管 そ の 他 の 管 類	が 0.4 メ ー ト ル 未 満 の も の					、 下 水 道 管 、 ガ ス 管 そ の 他 の 管 類	が 0.4 メ ー ト ル 未 満 の も の				
	外 径 が 0.4 メ ー ト ル 以 上 1 メ ー ト ル 未 満 の も の	<u>340円</u>	<u>290円</u>	<u>357円</u>	<u>304円</u>		外 径 が 0.4 メ ー ト ル 以 上 1 メ ー ト ル 未 満 の も の	<u>480円</u>	<u>360円</u>	<u>504円</u>	<u>378円</u>
	外 径 が 1 メ ー ト ル 以 上 の も の	<u>670円</u>	<u>570円</u>	<u>703円</u>	<u>598円</u>		外 径 が 1 メ ー ト ル 以 上 の も の	<u>950円</u>	<u>710円</u>	<u>997円</u>	<u>745円</u>
標識	1本に	<u>900円</u>	<u>760円</u>	<u>945円</u>	<u>798円</u>	標識	1本に	<u>1,100</u>	<u>850円</u>	<u>1,155</u>	<u>892円</u>





別表（第2条関係）

区分		単位	占用料			
			金額			
			非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の 占用	
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	
工 作 物 の 設 置 を 伴 う も の	第1種 電柱	1本に つき1 年	630円	530円	661円	556円
	第2種 電柱		970円	820円	1,018 円	861円
	第3種 電柱		1,300 円	1,100 円	1,365 円	1,155 円
	その他 の柱類		56円	48円	58円	50円
塔 類	広 告 塔	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	2,000 円	1,000 円	2,100 円	1,050 円
	そ の 他 の 塔	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	1,100 円	950円	1,155 円	997円
水 管 、 下 水 道 管 、 ガ ス 管 そ の 他 の 管	外 径 が 0.4 メ ー ト ル 未 満 の も の	長さ1 メー トルに つき1 年	130円	110円	136円	115円
		外 径 が	340円	290円	357円	304円

別表（第2条関係）

区分		単位	占用料			
			金額			
			非課税とされ る占用		非課税とされ る占用以外の 占用	
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	
工 作 物 の 設 置 を 伴 う も の	第1種 電柱	1本に つき1 年	1,000 円	770円	1,050 円	808円
	第2種 電柱		1,600 円	1,200 円	1,680 円	1,260 円
	第3種 電柱		2,200 円	1,600 円	2,310 円	1,680 円
	その他 の柱類		72円	53円	75円	55円
塔 類	広 告 塔	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	4,400 円	1,100 円	4,620 円	1,155 円
	そ の 他 の 塔	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	1,400 円	1,100 円	1,470 円	1,155 円
水 管 、 下 水 道 管 、 ガ ス 管 そ の 他 の 管	外 径 が 0.4 メ ー ト ル 未 満 の も の	長さ1 メー トルに つき1 年	190円	140円	199円	147円
		外 径 が	480円	360円	504円	378円



	の工作物						
工作物の設置を伴わないもの	耕作地	占有面積1平方メートルにつき1年	7円	5円	8円	6円	
	放牧場又は魚介養殖場	方メートルにつき1年	3円	2円	4円	3円	
	貯木場		3円	2円	4円	3円	
	その他のもの		90円	60円	94円	63円	
2 略 備考 略							

	の工作物						
工作物の設置を伴わないもの	耕作地	占有面積1平方メートルにつき1年	9円	7円	10円	8円	
	放牧場又は魚介養殖場	方メートルにつき1年	4円	3円	5円	4円	
	貯木場		4円	3円	5円	4円	
	その他のもの		130円	80円	136円	84円	
2 略 備考 略							

(鳥取県流水占用料等徴収条例の一部改正)

第4条 鳥取県流水占用料等徴収条例(平成12年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後							改正前						
別表(第2条関係)							別表(第2条関係)						
1 略							1 略						
2 土地占用料							2 土地占用料						
区分	単位	占用料				市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域
		金額											
		非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用									
工作物の設置を伴う	第1種電柱	1本につき1年	630円	530円	661円	556円	1,000円	770円	1,050円	808円	1,600円	1,260円	
	第2種電柱		970円	820円	1,018円	861円	1,600円	1,200円	1,680円	1,260円	2,200円	1,680円	
	第3種電柱		1,300円	1,100円	1,365円	1,155円	2,200円	1,600円	2,310円	1,680円	2,200円	1,680円	
	その他の柱類		56円	48円	58円	50円	72円	53円	75円	55円	72円	55円	
塔	広表示面		2,000	1,000	2,100	1,050	4,400	1,100	4,620	1,155	4,400	1,155	

もの	類	告塔	積1平方メートルにつき1年	円	円	円	円
		その他	積1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	1,155円	997円
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外	径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130円	110円	136円	115円
			外	340円	290円	357円	304円
			外	670円	570円	703円	598円
		告塔	積1平方メートルにつき1年	円	円	円	円
		その他	積1平方メートルにつき1年	1,400円	1,100円	1,470円	1,155円
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外	径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	190円	140円	199円	147円
			外	480円	360円	504円	378円
			外	950円	710円	997円	745円

	径が1メートル以上のもの					
	標識	1本につき1年	900円	760円	945円	798円
	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円
	通路(橋を含む。)	占有面積1平方メートルにつき1年	110円	70円	115円	73円
	建物の工作物	1年	190円	130円	199円	136円
工作物の設置を伴わないもの	耕作地	占有面積1平方メートルにつき1年	7円	5円	8円	6円
	放牧場又は魚介養殖場	1年	3円	2円	4円	3円
	貯木場		3円	2円	4円	3円
	その他のもの		90円	60円	94円	63円
	3 略 備考 略					
	径が1メートル以上のもの					
	標識	1本につき1年	1,100円	850円	1,155円	892円
	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円
	通路(橋を含む。)	占有面積1平方メートルにつき1年	150円	90円	157円	94円
	建物の工作物	1年	260円	180円	273円	189円
工作物の設置を伴わないもの	耕作地	占有面積1平方メートルにつき1年	9円	7円	10円	8円
	放牧場又は魚介養殖場	1年	4円	3円	5円	4円
	貯木場		4円	3円	5円	4円
	その他のもの		130円	80円	136円	84円
	3 略 備考 略					

(鳥取県砂防指定地等管理条例の一部改正)

第5条 鳥取県砂防指定地等管理条例(平成15年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後								改正前											
別表(第10条関係)								別表(第10条関係)											
1 略								1 略											
2 占用料								2 占用料											
区分	単位	占用料						区分	単位	占用料									
		金額				非課税とされる 非課税とされる 占用以外の 占用				金額				非課税とされる 非課税とされる 占用以外の 占用					
		非課税とされ る占用		非課税とされ る占用以外の 占用		非課税とされ る占用				非課税とされ る占用以外の 占用		市の区 域		町村の 区域		市の区 域		町村の 区域	
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域			市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域
工 作 物 の 設 置 を 伴 う も の	第1種 電柱	1本に つき1 年	<u>630円</u>	<u>530円</u>	<u>661円</u>	<u>556円</u>	工 作 物 の 設 置 を 伴 う も の	第1種 電柱	1本に つき1 年	<u>1,000 円</u>	<u>770円</u>	<u>1,050 円</u>	<u>808円</u>						
	第2種 電柱	年	<u>970円</u>	<u>820円</u>	<u>1,018 円</u>	<u>861円</u>		第2種 電柱	年	<u>1,600 円</u>	<u>1,200 円</u>	<u>1,680 円</u>	<u>1,260 円</u>						
	第3種 電柱		<u>1,300 円</u>	<u>1,100 円</u>	<u>1,365 円</u>	<u>1,155 円</u>		第3種 電柱		<u>2,200 円</u>	<u>1,600 円</u>	<u>2,310 円</u>	<u>1,680 円</u>						
	その他 の柱類		<u>56円</u>	<u>48円</u>	<u>58円</u>	<u>50円</u>		その他 の柱類		<u>72円</u>	<u>53円</u>	<u>75円</u>	<u>55円</u>						
塔 類	広 告 塔	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>2,000 円</u>	<u>1,000 円</u>	<u>2,100 円</u>	<u>1,050 円</u>	塔 類	広 告 塔	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>4,400 円</u>	<u>1,100 円</u>	<u>4,620 円</u>	<u>1,155 円</u>						
	そ の 他 の 塔	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>1,100 円</u>	<u>950円</u>	<u>1,155 円</u>	<u>997円</u>		そ の 他 の 塔	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>1,400 円</u>	<u>1,100 円</u>	<u>1,470 円</u>	<u>1,155 円</u>						
水 管 、 下 水 道 管	外 径 が 0.4 メ ー ト	長さ1 メー トルに つき1 年	<u>130円</u>	<u>110円</u>	<u>136円</u>	<u>115円</u>	水 管 、 下 水 道 管	外 径 が 0.4 メ ー ト	長さ1 メー トルに つき1 年	<u>190円</u>	<u>140円</u>	<u>199円</u>	<u>147円</u>						

、ガス管その他の管類	ル未満のもの					、ガス管その他の管類	ル未満のもの				
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	<u>340円</u>	<u>290円</u>	<u>357円</u>	<u>304円</u>		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	<u>480円</u>	<u>360円</u>	<u>504円</u>	<u>378円</u>
	外径が1メートル以上のもの	<u>670円</u>	<u>570円</u>	<u>703円</u>	<u>598円</u>		外径が1メートル以上のもの	<u>950円</u>	<u>710円</u>	<u>997円</u>	<u>745円</u>
標識	1本につき1年	<u>900円</u>	<u>760円</u>	<u>945円</u>	<u>798円</u>	標識	1本につき1年	<u>1,100円</u>	<u>850円</u>	<u>1,155円</u>	<u>892円</u>
看板又は広告板	表示面積1平方メートル	<u>2,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>2,100円</u>	<u>1,050円</u>	看板又は広告板	表示面積1平方メートル	<u>4,400円</u>	<u>1,100円</u>	<u>4,620円</u>	<u>1,155円</u>



	トルにつ き1年						
通路(橋を含む。)	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>110円</u>	<u>70円</u>	<u>115円</u>	<u>73円</u>		
略							
その他の工作物	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>190円</u>	<u>130円</u>	<u>199円</u>	<u>136円</u>		
工作物の設置を伴わないもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>90円</u>	<u>60円</u>	<u>94円</u>	<u>63円</u>		
備考 略							

	トルにつ き1年						
通路(橋を含む。)	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>150円</u>	<u>90円</u>	<u>157円</u>	<u>94円</u>		
略							
その他の工作物	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>260円</u>	<u>180円</u>	<u>273円</u>	<u>189円</u>		
工作物の設置を伴わないもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>130円</u>	<u>80円</u>	<u>136円</u>	<u>84円</u>		
備考 略							

(鳥取県漁港管理条例の一部改正)

第6条 鳥取県漁港管理条例(昭和34年鳥取県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第1(第13条関係)					別表第1(第13条関係)				
区分	略	単位	占用料		区分	略	単位	占用料	
			金額					金額	
			非課税とされる占有	非課税とされる占有以外の占有				非課税とされる占有	非課税とされる占有以外の占有
工作物の設置	略				工作物の設置	略			
	第1種電柱	1本につき1年	<u>630円</u>	<u>661円</u>		第1種電柱	1本につき1年	<u>1,000円</u>	<u>1,050円</u>
	第2種電柱		<u>970円</u>	<u>1,018円</u>		第2種電柱		<u>1,600円</u>	<u>1,680円</u>
	第3種電柱		<u>1,300円</u>	<u>1,365円</u>		第3種電柱		<u>2,200円</u>	<u>2,310円</u>

を 伴 う の 管 、 下 水 道 管 の そ の 他 の 管 類 の 略	その他の柱類		56円	58円
	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130円	136円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		340円	357円
	外径が1メートル以上のもの		670円	703円
	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	2,100円
略				

備考 略

別表第2（第16条関係）

- 1 略
- 2 占用料

区分	占用料			
	単位	金額		
		非課税とされる占用	非課税とされる占用以外の占用	
公共空地の設置を伴	建物	占用面積1平方メートルにつき1年	190円	199円
	第1種電柱	1本につき1年	630円	661円
	第2種電柱		970円	1,018円

を 伴 う の 管 、 下 水 道 管 の そ の 他 の 管 類 の 略	その他の柱類		72円	75円
	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	190円	199円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480円	504円
	外径が1メートル以上のもの		950円	997円
	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	4,620円
略				

備考 略

別表第2（第16条関係）

- 1 略
- 2 占用料

区分	占用料			
	単位	金額		
		非課税とされる占用	非課税とされる占用以外の占用	
公共空地の設置を伴	建物	占用面積1平方メートルにつき1年	260円	273円
	第1種電柱	1本につき1年	1,000円	1,050円
	第2種電柱		1,600円	1,680円

う も の	第3種 電柱		<u>1,300円</u>	<u>1,365円</u>	う も の	第3種 電柱		<u>2,200円</u>	<u>2,310円</u>
	その他 の柱類		<u>56円</u>	<u>58円</u>		その他 の柱類		<u>72円</u>	<u>75円</u>
	水管、 下 水道管、 ガス管 その 他の 管類	長さ1メー トルにつき 1年	<u>130円</u>	<u>136円</u>		水管、 下 水道管、 ガス管 その 他の 管類	長さ1メー トルにつき 1年	<u>190円</u>	<u>199円</u>
		外 径が 0.4 メー トル 以上 1メー トル 未満 のもの	<u>340円</u>	<u>357円</u>			外 径が 0.4 メー トル 以上 1メー トル 未満 のもの	<u>480円</u>	<u>504円</u>
	外 径が 1メー トル	<u>670円</u>	<u>703円</u>		外 径が 1メー トル	<u>950円</u>	<u>997円</u>		

	以上のもの			
	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,000円</u>	<u>2,100円</u>
	その他の工作物	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>190円</u>	<u>199円</u>
	工作物の設置を伴わないもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>90円</u>	<u>94円</u>
	水域	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>90円</u>	<u>94円</u>
備考 略				
	以上のもの			
	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>4,400円</u>	<u>4,620円</u>
	その他の工作物	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>260円</u>	<u>273円</u>
	工作物の設置を伴わないもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>130円</u>	<u>136円</u>
	水域	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>130円</u>	<u>136円</u>
備考 略				

(鳥取県港湾管理条例の一部改正)

第7条 鳥取県港湾管理条例(昭和35年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第1(第5条関係)					別表第1(第5条関係)				
1 略					1 略				
2 港湾施設用地					2 港湾施設用地				
区分	建物	単位	使用料		区分	建物	単位	使用料	
			金額					金額	
			非課税とされるもの	非課税とされるもの以外のもの				非課税とされるもの	非課税とされるもの以外のもの
工作物を設置	第1種電柱	1本につき1年	<u>630円</u>	<u>661円</u>	工作物を設置	第1種電柱	1本につき1年	<u>710円</u>	<u>745円</u>
			<u>630円</u>	<u>661円</u>				<u>1,000円</u>	<u>1,050円</u>

す る 場 合	第2種電柱		970円	1,018円	
	第3種電柱		1,300円	1,365円	
	その他の柱類		56円	58円	
	水道管、下水管のもの	長さ1メートルにつき1年	外径が0.4メートル未満のもの	130円	136円
			外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	340円	357円
	その他の管類		外径が1メートル以上のもの	670円	703円
	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年		2,000円	2,100円
その他の工作物	使用面積1平方メートルにつき1年		630円	661円	
略					

備考 略

別表第2（第12条関係）

1 占用料

区分	単位	占用料			
		金額			
		非課税とされるもの		非課税とされるもの以外のもの	
		市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域
工 第1種電	1本に	630円	530円	661円	556円

す る 場 合	第2種電柱		1,600円	1,680円	
	第3種電柱		2,200円	2,310円	
	その他の柱類		72円	75円	
	水道管、下水管のもの	長さ1メートルにつき1年	外径が0.4メートル未満のもの	190円	199円
			外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	480円	504円
	その他の管類		外径が1メートル以上のもの	950円	997円
	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年		4,400円	4,620円
その他の工作物	使用面積1平方メートルにつき1年		710円	745円	
略					

備考 略

別表第2（第12条関係）

1 占用料

区分	単位	占用料			
		金額			
		非課税とされるもの		非課税とされるもの以外のもの	
		市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域
工 第1種電	1本に	1,000円	770円	1,050円	808円

作 物 の 柱 設 置 を 伴 う も の	柱 第2種電 年の柱	つき1 年	970円	820円	1,018円	861円
	柱 第3種電 年の柱		1,300円	1,100円	1,365円	1,155円
	柱 その他の 柱類		56円	48円	58円	50円
	塔 広告塔	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円
	塔 その他の 塔類	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	1,100円	950円	1,155円	997円
水 管 、 下 水 道 管 ガ ス 管 そ の 他 の 管 類	外径が 0.4メ ートル 未満の もの	長さ1 メート ルにつ き1年	130円	110円	136円	115円
	外径が 0.4メ ートル 以上1 メート ル未満 のもの		340円	290円	357円	304円
	外径が 1メー トル以 上のも の		670円	570円	703円	598円
標識	1本に つき1 年	900円	760円	945円	798円	
看板又は 広告板	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円	

作 物 の 柱 設 置 を 伴 う も の	柱 第2種電 年の柱	つき1 年	1,600円	1,200円	1,680円	1,260円
	柱 第3種電 年の柱		2,200円	1,600円	2,310円	1,680円
	柱 その他の 柱類		72円	53円	75円	55円
	塔 広告塔	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円
	塔 その他の 塔類	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	1,400円	1,100円	1,470円	1,155円
水 管 、 下 水 道 管 ガ ス 管 そ の 他 の 管 類	外径が 0.4メ ートル 未満の もの	長さ1 メート ルにつ き1年	190円	140円	199円	147円
	外径が 0.4メ ートル 以上1 メート ル未満 のもの		480円	360円	504円	378円
	外径が 1メー トル以 上のも の		950円	710円	997円	745円
標識	1本に つき1 年	1,100円	850円	1,155円	892円	
看板又は 広告板	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円	

	通路（橋を含む。）	占用面積1平	110円	70円	115円	73円
	建物	方メートルに	190円	130円	199円	136円
	その他の工作物	つき1年	190円	130円	199円	136円
工作物の設置を伴わないもの	耕作地	占用面積1平	7円	5円	8円	6円
	魚介養殖の場	方メートルに	3円	2円	4円	3円
	貯木場	つき1年	3円	2円	4円	3円
	その他のもの		90円	60円	94円	63円
2 略 備考 略						

	通路（橋を含む。）	占用面積1平	150円	90円	157円	94円
	建物	方メートルに	260円	180円	273円	189円
	その他の工作物	つき1年	260円	180円	273円	189円
工作物の設置を伴わないもの	耕作地	占用面積1平	9円	7円	10円	8円
	魚介養殖の場	方メートルに	4円	3円	5円	4円
	貯木場	つき1年	4円	3円	5円	4円
	その他のもの		130円	80円	136円	84円
2 略 備考 略						

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第70号**

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第5条関係）			別表第1（第5条関係）		
1 略			1 略		
2 分べん料			2 分べん料		
	区分	金額		区分	金額
単胎の 場合	午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん	<u>104,900円</u>	単胎の 場合	午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん	<u>74,900円</u>
	午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん	<u>120,800円</u>		午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん	<u>90,800円</u>
	午後10時から翌日の午前5時までの間の分べん	<u>136,700円</u>		午後10時から翌日の午前5時までの間の分べん	<u>106,700円</u>
多胎の 場合	略		多胎の 場合	略	
	2児目以降の分べん	当該胎児の分べんの時間区分による単胎の場合の額の2分の1に相当する額に <u>15,000円を加えた額</u>		2児目以降の分べん	当該胎児の分べんの時間区分による単胎の場合の額の2分の1に相当する額
3～5 略			3～5 略		
備考			備考 <u>3の表において「非課税とされる助産に係る資産の譲渡等」とは、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる助産に係る資産の譲渡等をいう。</u>		
1 <u>妊娠12週以上22週未満の流産の場合における分べん料の額は、2の表に定める金額からそれぞれ3万円を控除した額とし、妊娠12週未満の</u>					



流産の場合には、分べん料を徴収しないものとする。

2 3の表において「非課税とされる助産に係る資産の譲渡等」とは、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる助産に係る資産の譲渡等をいう。

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。